

令和6年度 都留市文化財審議会  
(第2回会議)  
資料4

---

「その他」報告事項

## 牛石遺跡の発掘調査に伴う指導委員会の設置について

- 牛石遺跡は、縄文時代から奈良・平安時代にわたる集落跡であり、昭和54年、55年、56年に圃場整備事業に伴う発掘調査が、昭和60年、61年には農道牛石線改良工事に伴う発掘調査が行われている。調査の結果、遺跡の東側半分には奈良・平安時代の集落跡が確認され、西側には縄文時代中期の大環状配石遺構を中心とする配石遺構群が確認された。
- 大環状配石遺構は直径50mに及び、東西南北に位置する小サークル状の配石遺構、それを連結する列石遺構、環状に巡る列石の内側に沿うように確認された組石という3つの配石で構成されている。また、配石遺構群と同時期の住居跡などの生活跡の存在が確認されている。環状配石は国史跡にもなり得る検出事例の少ない縄文時代の遺跡であり、さらに当該地は近年の学術研究において郡内地域の古代官衙（律令時代の行政機関）遺跡でもある可能性が指摘されている。
- こうした中、市では企業誘致事業の対象地として牛石遺跡内が該当することを踏まえ、令和7年から順次試掘調査を実施するにあたって、新たに文化財主事（2名）を配置したものの、試掘計画の作成や現場判断において、経験を加味した専門的な知見が求められるため、人材育成も考慮した指導体制の設置が必要である。
- については「牛石遺跡発掘調査指導委員会」を設置し、指導委員との意見交換の上、試掘業務を適切に進めるものとする。
- なお、本指導委員会での協議事項や決定した方針については、適宜、文化財審議会での報告を行う。

## ○牛石遺跡発掘調査指導委員会設置要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、牛石遺跡発掘調査指導委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 都留市の牛石遺跡の発掘調査手法及び今後の活用を図るための指導組織として、牛石遺跡発掘調査指導委員会を置く。

（所掌事務）

第3条 指導委員会が所掌する事務は、牛石遺跡の調査・保存に関する指導・助言を行うこととする。

（組織）

第4条 指導委員会の委員は、委員4人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 考古学、地理学等文化財に係る専門的知見を有する学識経験者

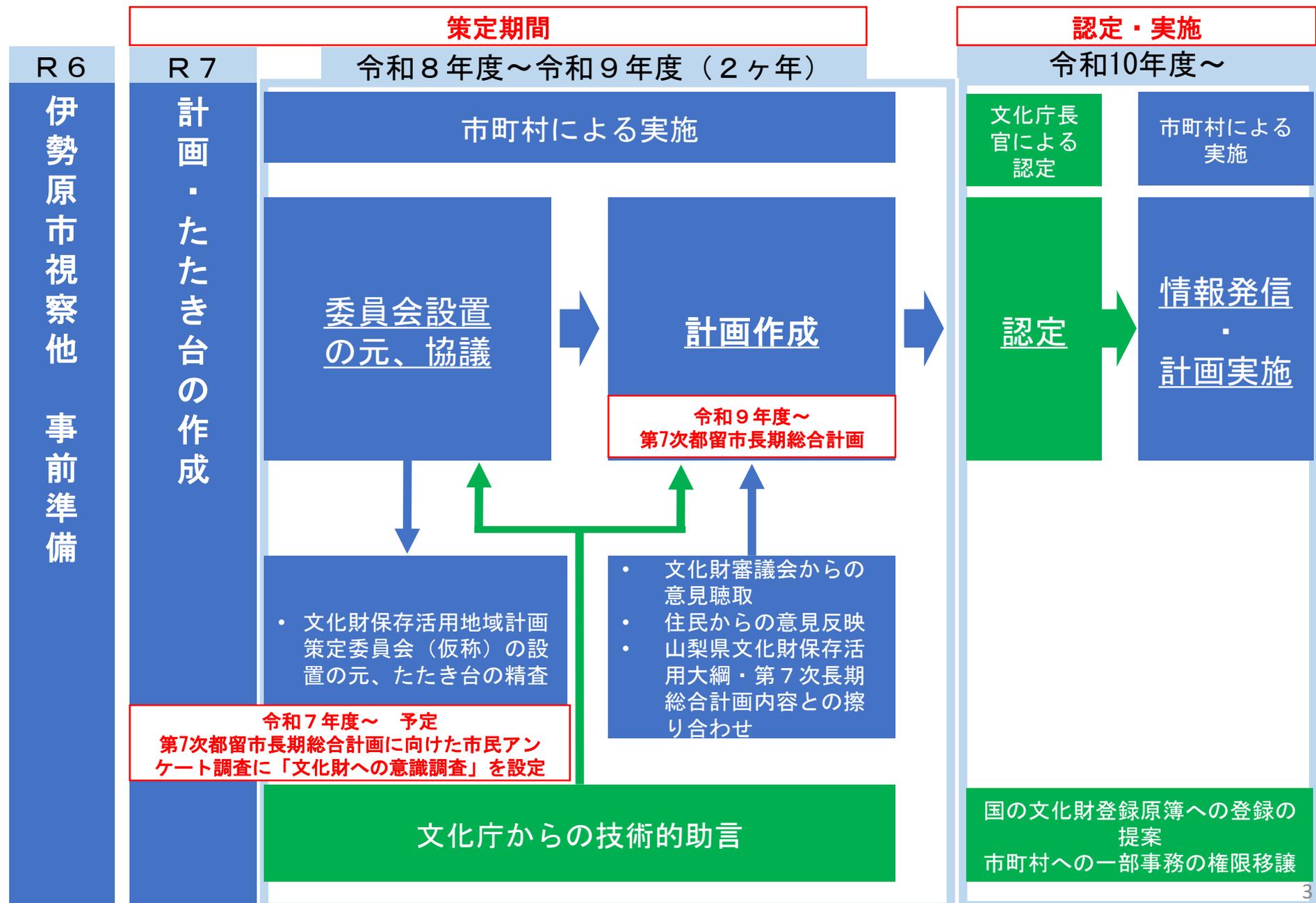
(2) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第5条 指導委員会の会員の任期は、発掘調査が終了するまでとする。

## 牛石遺跡発掘調査指導委員会委員（令和7年1月1日～）

名前	役職
末木 健	山梨県文化財保護審議会史跡部会長（元県文化財専門職員）
新津 健	山梨県考古学協会会長（元県文化財専門職員）
佐野 隆	茅ヶ岳歴史文化研究所 主任調査技師（元北杜市文化財専門職員）
村石 真澄	元山梨県庁文化財指導監



## 都留市文化財保存活用地域計画視察について（伊勢原市）

視察地：伊勢原市役所（〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地）／山口家住宅（〒259-1141 神奈川県伊勢原市上粕屋862）

説明者：伊勢原市教育委員会教育部歴史文化推進担当部長(兼)歴史文化担当課長 立花氏  
伊勢原市教育委員会教育総務課 諏訪間氏

参加者：文化財審議会 井上委員、小佐野委員、小林委員、森屋委員  
(事務局) 都留市教育委員会生涯学習課文化振興担当 知念、小島、三浦

## ◆ 視察概要

- 都留市文化財保存活用地域計画の策定に向け、計画策定や計画に基づく事業展開を行う先進地である伊勢原市を視察し、伊勢原市教育委員会より説明。
- 山口家住宅における管理状況や拠点を活かした活動について、ボランティア団体による説明。

## ◆ 計画策定の効果

- 市・庁内において文化財業務への評価が変わる。
- 文化財全体に光をあてることにつながる。

## ◆ 計画策定における基本的な視点

- 文化財に関する用語の整理を行う。キーワードが散逸、混在しているため整理する。（保護、保存、活用、整理等）
- 関連文化財群の設定について → 具体的に文化財群を「指定」とするとその指定内容に基づき、今後の事業展開などが「固定化」してしまう恐れがある。市民団体の参画やその他関係団体が柔軟にとらえられるような色分けが必要である。
- 伊勢原市では市民団体が個々「文化財ルート」を設定している。市民が様々なアプローチできる計画にする。
- 新たな調査はせず、これまで刊行された成果資料の結果から未指定文化財のリストを作成する。
- 文化財でないものを将来文化財にする流れで調査を行っていく、未指定調査や改修計画などを行っていくなど、柔軟に方向性を提示する。
- 「文化財の防災」については明記する必要がある。
- 文化庁認定を7月目安とする場合、追加の修正などがあるため、議会議決ではなく「教育委員会定例会」にて修正ありきの議決とする。
- 図、デザインは「外部委託」が望ましい。
- 常時、文化庁と協議を進める。進捗確認も含めて頻繁に連絡調整を図る。



## 国登録有形文化財「旧明治医院」の現状について

名称	旧明治医院
所在地	山梨県都留市古川渡567
所有者	小泉富士美、渡邊節子
登録年月日	平成10年7月23日
建物詳細	明治／1897頃 木造2階建, 瓦葺, 建築面積25㎡
登録理由	都留市小形山出身の輻形盛平氏が医院開業のため現在地に移築したと伝える。古典主義建築の骨格をとり、隅柱もイオニア風のジャイアントオーダーを模すが、プロポーションはミニチュア的で愛らしい小品となっている。軒下などの装飾細工にも見所がある。



## ◆ 経緯

- 平成30年6月 所有者変更の手続きに伴い、一部が文化財に接している周辺建物の解体を行いたいとの相談があったが、その後進展せず。
- 令和5年1月 旧明治医院が売りに出されているのを市職員が発見。県、文化庁の文化財担当者に相談したところ、事前の届け出があれば売却、解体も可能との回答あり。
- 令和6年11月8日 所有者より建物の売却が困難なため解体して売りに出したいとの相談。
- 令和6年11月13日 解体工事の着手30日前までに現状変更届、工事終了後に現状変更完了報告書の提出が必要なることを伝える。また、解体前に記録保存調査を行いたい旨を伝えた。→改めて県・文化庁と協議予定

# 市指定有形文化財「円通院の山門と二天王像」の修繕完了について

## ◆ き損当時の状況

令和4年12月19日11時40分頃、円通院（中央3-5-1）の山門から出火。市民が発見して消防署へ通報し、約2時間後に鎮火した。原因は、山門内で防腐剤塗布作業中に投光機の熱で屋根の付近の防腐剤が加熱され、発火したことによる。翌20日、所有者からき損届を受け付ける。所有者に対しては、着手前に市教委へ届け出る必要があったこと、今後は綿密に連絡を取りながら対応を進める必要があることを説明のうえ、二天像や残存した箇所を保護するための応急処置、落下した木材や銅板等は風雨の当たらない場所に保管することを依頼した。

（被害状況）

1階部分および二天像への影響は見られないが、屋根裏内側と2階内側、垂木、銅板の屋根について、北東側を中心に損傷が見られる。出火元と考えられる屋根裏の被害が最も大きく、室内の柱（小屋束か）、垂木、銅版葺屋根、懸魚、破風板の損傷が激しい。また、2階部分においては、室内天井板の西半分が失われている（今回の火災によるものかは不明）ほか、溶けた屋根の銅板が欄干に付着している、などの影響がある。

## ◆ 令和6年度の方角性

- 所有者へのヒアリングを踏まえ、補助金の交付は行わず、所有者負担で修繕を実施。
- 現状変更届期間 令和6年1月22日～令和6年12月15日
- 現状変更報告提出 令和6年12月15日



修繕前



修繕後



## 市指定有形文化財「万年内家業一件帳」のミュージアム都留への寄贈について

- 都留市教育委員会では都留市内の文化財の保存状態や管理体制について改めて情報収集を図ることを目的とし、アンケート調査を実施した。

## ◆調査の方法

- アンケート送付先：都留市内文化財の所有者/管理者
- 回答期間：令和6年5月14日送付、6月14日締切

内、アンケート結果として、市指定有形文化財である「万年内家業一件帳」については下記のとおりのおりの回答及び対応となった。

1	種	別	市指定有形文化財
2	名	称	万年内家業一件帳
3	員	数	47冊
4	所	在	の
	場	所	都留市境147番地
5	指	定	書
	番	号	第76号
6	指	定	年
	月	日	平成12年1月18日

【アンケート回答】現在茶箱2個に入れて保管。高齢かつ後継者がいないことを考慮し、文書一式を寄贈希望。

【対応】所有者と調整の上、ミュージアム都留への寄贈処理に向けて準備を行う。

- 令和6年12月25日に所有者訪問の上、指定資料の寄贈及び所有者変更手続きを実施した。
- 今後は、ミュージアム都留での資料調査を含め、管理や展示公開を図る。

